

# 適切な行政運営の確保の在り方

---

- 一般の事業者に対しては、自由で多様な事業展開を可能とするため、参入規制、料金規制等について規制緩和を実施するとともに、事後規制を前提とした消費者保護ルールを整備。**(事前規制から事後規制へ)**
- 主要なネットワークを保有するNTT東西や携帯電話事業者に対しては、そのネットワークを利用する事業者が公平な条件等でサービスを提供できるよう、非対称規制等の公正競争ルールを整備。**(市場の環境変化に対応した公正競争ルールの整備)**

独占から競争へ

公正競争ルールの整備

事前規制から事後規制へ

市場の環境変化への対応

1985年～

1997年～

2001年～

2004年～

2010年～

競争原理の導入

- 電気通信事業法の施行
- 電電公社の民営化 (NTT設立)

NTTの在り方見直し

- NTTの再編成(99年)
- 非対称規制の導入
  - 接続ルールの制度化 (固定通信)
- 参入規制の緩和
  - 需給調整条項の撤廃
  - 外資規制の原則撤廃 (98年)
- 業務規制の緩和
  - 料金認可制を届出制に (98年)

非対称規制の拡充等

- 接続ルールの制度化 (移動通信)
- 禁止行為 規制の導入
  - ※ 特定の電気通信事業者に対する不当に優先的又は不利な取扱いの禁止 等
- NTT東西の業務範囲柔軟化
- ユニバーサルサービス制度の創設(02年)
- 紛争処理委員会の創設

参入規制の緩和

- 参入許可制の廃止 登録/届出制に
- 業務規制の原則廃止
  - 料金・約款規制の原則廃止
- 消費者の権利保障
  - 提供条件の説明義務化等

モバイル化等への対応

- 接続会計(移動通信)の導入
- 紛争処理機能の拡充
- NTT東西と競争事業者の同等性確保等
  - NTT東西の機能分離(11年)
  - NTT東西の業務委託子会社に対する監督義務化(11年)
  - NTT東西の業務規制手続の緩和(11年)

## 中間整理における記述

- 中間整理では、
  - ・ 多様なプレーヤーの確保のため、事業者のグループ化(株式取得、合併等)について**総務省による一定のチェックを可能とする規律等の導入**、
  - ・ 同一グループ内での取引の公平性の確保のため、**行政への報告を通じた事後規制の実効性の確保**など、**相対取引の公平性を行政が十分に把握できる体制を整備**すること、
  - ・ 利用者のニーズに適した多様な料金体系の実現のため、**利用者一人当たりのデータ通信量の分布及び料金プランについて定期的に報告**を求め、把握することなどの「基本的方向性」を示しているが、これらの実効性を担保するためには、行政が、急激な変化を続ける**市場動向を的確に分析・検証した上で、それぞれの制度について適切な運用を行うことが必要**となる。

## これまでに頂いた意見

- これに加え、2020-ICT基盤政策特別部会及び基本政策委員会において、
  - ・ 事前の規制を行うとイノベーションの芽を摘んでしまうのは明らかであり、**基本は自由競争として、問題があった場合に厳しいペナルティを課す政策とすべき**、
  - ・ 基本的には市場原理を使うというのが今の流れだが、**市場原理を活用することについての監視が必要**、
  - ・ 制度について、**どのような効果を上げているかをモニタリングしながら、政策をコントロールしていくような運用をすべき**、
  - ・ 今回の目標であるイノベーションや公正競争の徹底などについて、**評価や検証をできるようなデータをきちんと出していくべき**、などの意見を頂いており、これらを踏まえ、**適切な行政運営の確保の在り方について検討が必要**となる。

## 制度等の現状

### (市場動向の分析・検証について)

- 急激な変化を続ける市場動向を的確に把握するための手段として「**電気通信事業分野における競争状況の評価**」(競争評価)を2003年より実施し、主に各市場における「**市場支配力を有する事業者の有無**」について分析・評価。
- NTT東西等における規制の遵守状況等の検証等のため、2007年度より「**競争セーフガード制度**」、2012年度・2013年度において「**ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度**」を運用。

### (情報の収集について)

- 市場動向の分析・評価に必要な情報は、**電気通信事業報告規則による事業者からの報告**や、競争評価における**任意の「事業者アンケート」、「利用者アンケート」**を中心を収集。

### (各事業者の業務の適正性等のチェックについて)

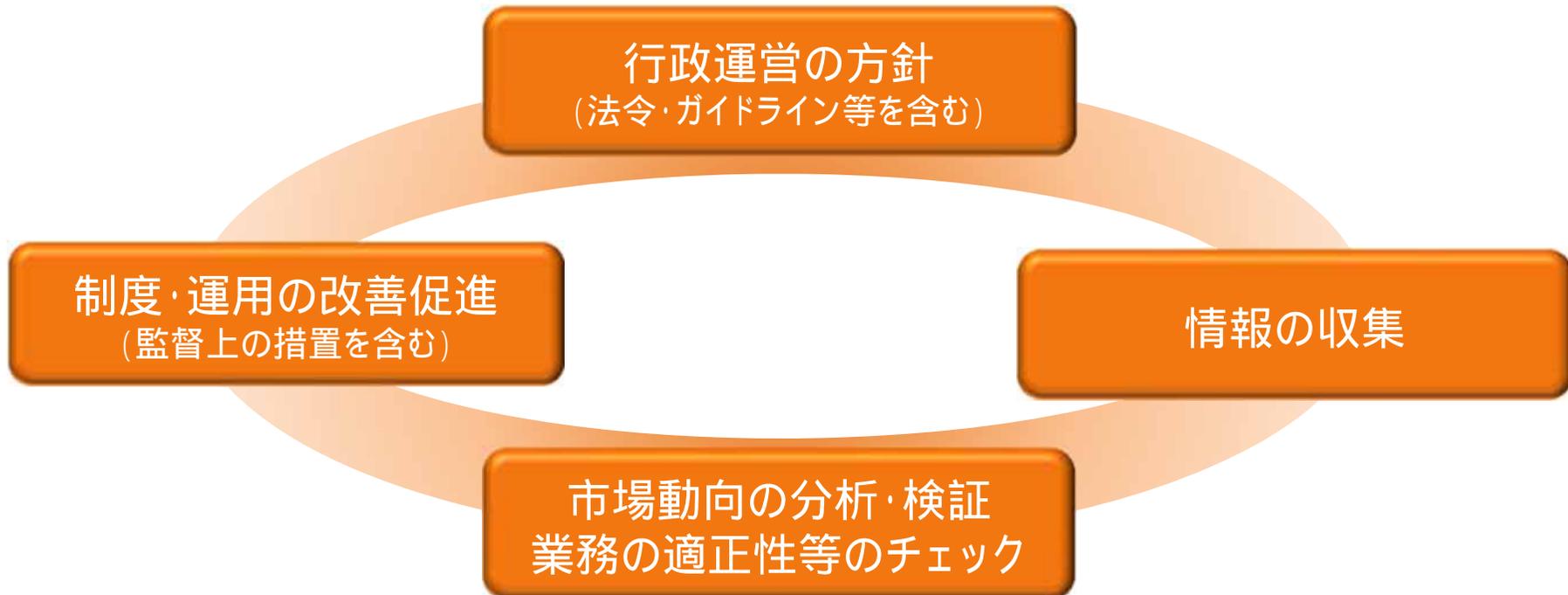
- 必要に応じ、**事業者への随時のヒアリング**等によりチェック。  
※ただし、NTT東西の機能分離の実施状況の報告等、個別の規定に基づく報告等を通じた定期的なチェックも一部実施。

### (行政運営の予見性・透明性について)

- **個別の規定や分野ごと**にそれぞれガイドライン等を策定・公表。なお、**統一的**な行政運営の方針といったものは策定していない。  
※「MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン」、「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」、「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」等

## 論 点

- 中間整理やこれまでの特別部会・委員会において指摘された新たな課題を踏まえ、自由な競争環境の下で、**事後規制や新たな規律の実効性を担保するために必要な適切な行政運営の確保の在り方**についてどう考えるべきか。特に、次の点についてどう考えるべきか。
- ・ グループ化に対する一定のチェックや、環境変化に対応した適切な制度運用の前提となる**市場動向の分析・検証の在り方**や、市場動向の分析・検証に必要な**情報の収集の在り方**についてどう考えるべきか。
  - ・ 事後規制の実効性を担保するために必要となる**各事業者の業務の適正性等のチェックの在り方**についてどう考えるべきか。
  - ・ これらに対する行政の恣意的な運用を回避するために必要な**行政運営の予見性・透明性の確保の在り方**(例えば、統一的な行政運営の方針の策定)についてどう考えるべきか。



- 2003年(平成15年)電気通信事業法改正により、規制の体系を事前規制から事後規制を基本とする仕組みに転換。そこで、急激な変化を続ける市場動向を的確に把握するための手段として電気通信事業分野における競争状況の評価(競争評価)を導入。
- 評価結果は公表するとともに、政策立案の基礎データとして活用。

## 競争評価の実施プロセス

### 競争評価アドバイザリーボード

中立的かつ専門的な見地からの助言

(Plan) (Do) (Check)

基本方針

実施細目  
(市場画定を含む)

情報収集

競争状況の分析

評価結果

政策に反映

必要に応じて見直し

反映 (Action)

12月

7月

## 競争評価のフレームワーク

- 競争評価は、毎年度1回のサイクルで実施。「定点的評価」と「戦略的評価」の二部構成。
  - 定点的評価：経年的なデータの定期的な分析を実施。
  - 戦略的評価：毎年異なる特定テーマに焦点を当てて分析を実施。

## 競争評価アドバイザリーボードの開催

- 競争評価の実施に当たり、客観性や中立性を確保するため、経済学、経済法等の専門家9名から成る「競争評価アドバイザリーボード」会合を開催し、その助言を得ている。
  - 座長：辻 正次 教授 (兵庫県立大学大学院)
  - 座長代理：舟田 正之 名誉教授 (立教大学)

- 電気通信市場における公正競争環境の確保を通じてブロードバンドの普及促進を図る観点から、ブロードバンドの普及に係る指標の達成度合いや公正競争要件の遵守状況等について総合的に検証するため、2012・2013年度に実施。 ※2007～2011年度まで「公正競争レビュー制度」の基礎となった「競争セーフガード制度」を運用。
- 本制度は、「日本再興戦略」(2013年6月閣議決定)において掲げられている「料金低廉化・サービス多様化のための競争政策の見直し」の検証プロセスの一環として位置付け。
- なお、「ブロードバンド普及促進に係る取組状況等に関する検証」は、契約数・市場シェア等を定期的に検証するものであり、競争評価等のデータを活用。

## 公正競争レビュー制度の概要

### ブロードバンド普及促進に係る取組状況等に関する検証

#### ブロードバンド普及状況に関する検証

- ブロードバンド基盤の整備率及び利用率に関する検証
- ブロードバンド市場環境に関する検証 (契約数、市場シェア等)
- ブロードバンド利用環境に関する検証 (利用者料金等)

#### 関係主体の取組に関する検証

- 未整備地域における基盤の整備に関する取組
- 公正競争環境の整備に関する取組
- ICT利活用の促進に関する取組

### NTT東西等における規制の遵守状況等の検証

※競争セーフガード制度の検証事項

#### 指定電気通信設備制度に関する検証

- 第一種指定電気通信設備に関する検証
- 第二種指定電気通信設備に関する検証
- 禁止行為に関する検証
- 業務委託先子会社等監督の運用状況に関する検証
- 機能分離の運用状況に関する検証

#### 日本電信電話株式会社等に係る公正競争要件の検証

## 公正競争レビュー制度のプロセス

規制の遵守状況等の  
検証に関する意見募集

意見募集の結果に  
対する再意見募集

検証結果(案)の  
策定・意見募集

検証結果の確定

情報通信審議会  
への報告

- 電気通信事業報告規則による報告内容は、契約数・通信量のほか、法令に規定する基準(例:指定電気通信設備制度や禁止行為規制の適用対象の基準)を算定するために必要な情報等の基礎的情報に限られている。

## 【契約数等】(主なもの)

**加入電話・ISDN**(都道府県別、単位料金区域別)  
**公衆電話**(第一種・第一種以外別)  
**携帯電話・PHS**(携帯・3.9世代・PHS別、都道府県別、MVNOに係る契約数、事業者数、事業者名)  
**IP電話**(0AB-J番号、050番号別)  
**衛星移動通信サービス**  
**インターネット接続サービス**  
**FTTH・DSL・CATVアクセスサービス**  
(最大速度別、都道府県別)  
**携帯電話・3.9世代・PHS・BWAアクセスサービス**  
(都道府県別)  
**公衆無線LANアクセスサービス**(契約数、基地局数)  
**IP-VPN、広域イーサネットサービス**  
**MVNOサービス**(携帯電話・PHS・BWA別、事業者別)

## 【通信量等】(主なもの)

**加入電話・ISDN・携帯電話・PHS・IP電話等**  
・距離段階別収入、通信回数、通信量  
・通信量区分別通信回数  
・距離別段階別時間帯別通信回数、通信量  
・都道府県間別通信回数、通信量  
・単位料金区域間別通信回数、通信量  
**専用役務**  
・品目別距離段階別、都道府県間別、単位料金区域別回線数  
**国際電話等**  
・取扱対地別通信回線、通信量  
・取扱対地別品目別回線数

## 【その他】(主なもの)

**伝送路設備設置状況**(指定電気通信設備制度に係る設備数報告)  
**移動電気通信業務に係る収益報告**(禁止行為規制に係る収益報告)  
**外国政府等との協定等の報告**  
**認定電気通信事業者の会計報告**

**緊急通報の取扱いに関する報告**  
**事故発生状況の報告**  
**通信品質の報告**(音声伝送役務)  
**電気通信番号に関する使用状況報告**

## 報告等に関する規定

(電気通信事業法第166条第1項)

(報告及び検査)

第百六十六条 総務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、電気通信事業者等に対し、その事業に関し報告をさせ、又はその職員に、電気通信事業者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、電気通信設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2～8 (略)

## 業務改善命令

(電気通信事業法第29条)

(業務の改善命令)

第二十九条 総務大臣は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、電気通信事業者に対し、利用者の利益又は公共の利益を確保するために必要な限度において、業務の方法の改善その他の措置をとるべきことを命ずることができる。

一 電気通信事業者の業務の方法に関し通信の秘密の確保に支障があるとき。

二 電気通信事業者が特定の者に対し不当な差別的取扱いを行つているとき。

三 電気通信事業者が重要通信に関する事項について適切に配慮していないとき。

四 電気通信事業者が提供する電気通信役務(基礎的電気通信役務又は指定電気通信役務(保障契約約款に定める料金その他の提供条件により提供されるものに限る。))を除く。次号から第七号までにおいて同じ。)に関する料金についてその額の算出方法が適正かつ明確でないため、利用者の利益を阻害しているとき。

五 電気通信事業者が提供する電気通信役務に関する料金その他の提供条件が他の電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こすものであり、その他社会的経済的事情に照らして著しく不相当であるため、利用者の利益を阻害しているとき。

六 電気通信事業者が提供する電気通信役務に関する提供条件(料金を除く。次号において同じ。)において、電気通信事業者及びその利用者の責任に関する事項並びに電気通信設備の設置の工事その他の工事に関する費用の負担の方法が適正かつ明確でないため、利用者の利益を阻害しているとき。

七 電気通信事業者が提供する電気通信役務に関する提供条件が電気通信回線設備の使用の態様を不当に制限するものであるとき。

八 事故により電気通信役務の提供に支障が生じている場合に電気通信事業者がその支障を除去するために必要な修理その他の措置を速やかに行わないとき。

九 電気通信事業者が国際電気通信事業に関する条約その他の国際約束により課された義務を誠実に履行していないため、公共の利益が著しく阻害されるおそれがあるとき。

十 電気通信事業者が電気通信設備の接続、共用又は卸電気通信役務(電気通信事業者の電気通信事業の用に供する電気通信役務をいう。以下同じ。)の提供について特定の電気通信事業者に対し不当な差別的取扱いを行いその他これらの業務に関し不当な運営を行つていることにより他の電気通信事業者の業務の適正な実施に支障が生じているため、公共の利益が著しく阻害されるおそれがあるとき。

十一 電気通信回線設備を設置することなく電気通信役務を提供する電気通信事業の経営によりこれと電気通信役務に係る需要を共通とする電気通信回線設備を設置して電気通信役務を提供する電気通信事業の当該需要に係る電気通信回線設備の保持が経営上困難となるため、公共の利益が著しく阻害されるおそれがあるとき。

十二 前各号に掲げるもののほか、電気通信事業者の事業の運営が適正かつ合理的でないため、電気通信の健全な発達又は国民の利便の確保に支障が生ずるおそれがあるとき。

2 総務大臣は、電気通信事業者等が第二十六条の規定に違反したときは当該電気通信事業者等に対し、又は電気通信事業者が第二十七条の規定に違反したときは当該電気通信事業者に対し、利用者の利益を確保するために必要な限度において、業務の方法の改善その他の措置をとるべきことを命ずることができる。

- 監督事務に関する総合的な指針を作成した上で、定期的なヒアリングの実施等を通じて、問題点を的確に把握し、改善促進。

行政運営の方針

## 主要行等向けの総合的な監督指針の策定・公表

- ・基本的な考え方
- ・監督に係る事務処理上の留意点(監督事務の流れ、検査部局等との連携、指導・処分時の留意点等)
- ・監督上の評価項目
- ・その他(グループに対する連結ベースの監督等)

## 毎事務年度の監督に当たっての重点事項の策定・公表

情報の収集

## 定期的なヒアリング(決算ヒアリング、総合的なヒアリング、リスク管理ヒアリング、内部監査ヒアリング)

### 随時のヒアリング

### 報告、検査

利用者からの苦情・投書、関係機関・業界団体からの情報 等

情報の整理・分析

データベース(各金融機関別)の整備  
経営状況に関する多面的な分析・評価

問題点の的確な把握

分析結果に基づく問題点の的確な把握  
必要に応じ、報告徴求に基づく事実確認

問題点の改善促進

問題点の指摘  
必要に応じ、報告徴求・業務改善命令等

フォローアップ

改善状況のフォローアップ  
改善が図られない場合、更なる措置の検討

英国Ofcomは、行政運営に関する**基本的な方針を策定・公表**するとともに、基本方針に沿って**年次計画を推進**。

## 基本的な方針



## 年次計画(2014/15)

◆ 年次計画は **優先課題 (Priorities)**、 **主要な取組 (Major work area)**、 **計画に基づく活動 (Programmatic activity)** の 3項目から構成される。各項目においては、「**方針の目的**」ごとに各年の計画を記載している。

	競争促進・選択	周波数利用	参加機会	消費者保護	コンテンツ信頼性
優先課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ブロードバンドに関する投資と競争の確保</li> <li>・明確・適切な情報提供の確保による消費者の有効な選択の促進</li> <li>・事業者変更の容易性改善のための政策 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2.3GHzと3.4GHzの割当てと、700MHzへの対応</li> <li>・ホワイトスペースの利用に向けた対応 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・郵便ユニバーサルサービスの継続提供の確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・価格透明性確保のための、非地理的番号の改革の実行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・デジタル環境における利用者の安全性と信頼性の向上</li> </ul>
主要な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通信事業の財務諸表規則に関する枠組みの見直し</li> <li>・モバイル接続料の管理レビューの運用 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・モバイルデータ用周波数要件の計画策定</li> <li>・政府の重要無線計画のサポート 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・モバイル整備の更なる促進と利用者に対する関連情報の周知</li> <li>・産官と連携した超高速ブロードバンドの整備推進等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・インターネットの信頼性向上のための産官へのサポート</li> <li>・迷惑電話や不当請求等からの消費者の保護 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新たなローカルテレビの免許の完了 等</li> </ul>
計画に基づく活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要に応じた調査や執行等による競争促進</li> <li>・事業者に付与する地理的番号の実効性確保のための措置 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周波数割当てや免許許諾の計画策定</li> <li>・周波数に関する国際的な制度環境の発展と国際的な義務の遵守 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消費者が最適なサービスを選べるようなアドバイスの実施 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・免許取得者に対するモニタリングの継続</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・効率的かつ有効なプログラムの執行の確保 等</li> </ul>